

3 基本施策

【未来を担う担い手の確保・育成】

農業後継者・新規参入者といった新規就農者や、中核的担い手、法人等の組織経営体、女性農業者等、多様な担い手の定着・経営発展に向けて、関係機関と連携しながら、経営管理能力の向上や新技術の習得などを支援します。

(1) 次世代の都市農業を支える新たな人材の確保・定着

新たな農業の担い手となる就農希望者の確保に向け、就農相談窓口として、関係機関や地域農業者と連携した支援を行います。また、新規参入者には交流の場を設け、就農後の定着を促します。さらに、農業後継者の経営発展を支援するとともに、青年農業者にはセミナーを通じた技術や経営能力の向上を図ります。企業の農業参入については、要望に応じて、各市等への照会や補助事業等の活用推進等の取組を行います。

(2) 青年農業者及び女性農業者の経営力向上

地域農業の中心的な担い手やリーダーとなる青年農業者の育成に向けて、青年農業者等スキルアップ研修の開催や農業青少年クラブの活動支援を行い、生産技術や経営者としての能力向上を図ります。また、家族経営協定を活用し、共同経営者としての役割を持つ女性農業者を育成し、農業経営の向上や地域農業の活性化に寄与します。

(3) 経営感覚に優れた担い手の育成

担い手の規模拡大や生産力向上を図るため、補助事業や農業制度資金の活用を促し、施設や機械の整備を支援します。また、認定農業者の認証や農業経営の法人化を支援し、経営感覚に優れた担い手の育成を進めます。さらに、多様な人材が働きやすい環境整備や農福連携・外国人材の活用・農業支援サービス事業体の活用等により、労働力確保を推進します。

【持続可能かつ稼げる農業の環境づくり】

担い手が将来にわたって農業経営を継続できるよう、農地利用の最適化や新技術の導入、基盤整備などを推進・実施します。

(1) スマート農業技術の導入等による高収益化・省力化の推進

スマート農業技術の導入により、作業の自動化・効率化を進めるとともに、データ活用を通じて生産性の向上と高収益化を目指します。また、労働負荷の軽減や生産面積の拡大を図るため、省力化機械等の導入を支援します。

(2) 担い手への農地利用集積の推進

地域計画を策定済みの地域では、計画に基づく担い手への農地集積・集約を推進し、計画内容のブラッシュアップを支援します。策定中の地域では、市や関係機関と連携し、座談会等の場を通じて計画策定を支援します。また、安定した農業経営を

維持するため、農地中間管理機構である（公社）千葉県園芸協会や関係機関と連携し、農地集積を促進します。

(3) 荒廃農地対策等の推進

荒廃農地の有効利用に向けて、農地制度の適切な運用等により、優良農地の維持・確保を図ります。また、農業委員会や市などの関係機関と連携して、荒廃農地の発生防止に努めます。さらに、狭小な農地や排水の悪い農地などの耕作条件を改善し、農地の生産基盤を強化します。

(4) 水田農業部門

経営規模の拡大に向けて、意欲ある担い手への農地集積や法人化、スマート農業技術の導入、計画的な機械・施設の更新等を支援します。また、高温に対応した生産管理技術の普及により収量・品質の安定化を図ります。さらに、飼料用米や主食用米以外の高収益作物の導入により、米価の影響を受けにくい安定した農業経営を実現します。加えて、農業水利施設の保全管理・更新を計画的に進め、優良な農業生産基盤の維持に努めます。

(5) 園芸部門

(野菜)

地域を牽引する園芸生産出荷組織や基幹的な農業経営体に対して関係機関と連携し、生産技術の向上や経営の強化等を支援します。また、収益性の向上を図るため、施設化や露地野菜経営における機械化や雇用導入による効率化・規模拡大を推進します。

(果樹)

温暖化に対応した品種・品目の導入や管理技術の普及を進め、生産量と品質の安定を図ります。さらに、関係者と連携して園地貸借や雇用労力の導入を進め、生産意欲の高い生産者の経営規模拡大や新規参入者の育成を図ります。また、果樹産地構造改革計画の策定を支援するとともに、梨ワンストップ窓口である（公社）千葉県園芸協会とも連携を図ります。

(花き)

社会情勢の影響を受けやすい品目のため、生産能力の向上や需要に応じた新品種・品目の導入、組織活動の強化を通して、変化に柔軟に対応できる経営体を育成します。また、雇用の受け入れ体制の整備により、労力確保を進めます。

(6) 畜産部門

飼料価格が高止まりにある中、自給飼料や地域内飼料の利用を拡大し、経営基盤の強化に取り組みます。また、施設・設備の改善、6次産業化の推進、スマート農業技術の活用等による生産性向上、暑熱対策や環境対策の導入、衛生管理の改善等を進め、経営の安定化を図ります。

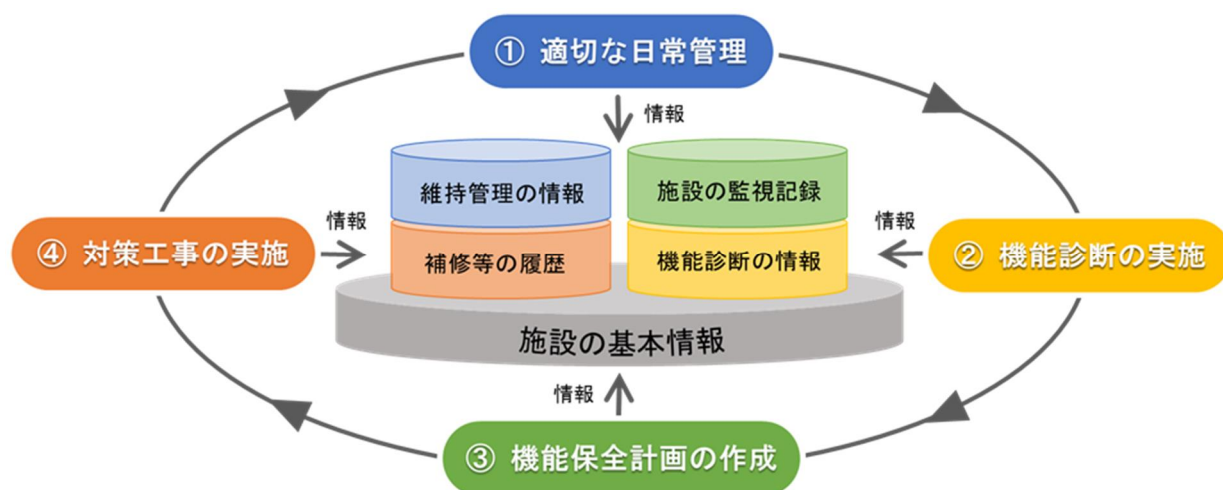
(7) 気候変動に対応した安定生産の推進

夏季の高温に対応した安定生産に向けて栽培管理方法の改善、かん水施設や遮光・遮熱資材の整備、高温による影響の少ない品目・品種の導入等を支援します。また、補助事業等の活用により、夏季の高温に対応した安定生産に向けた遮光・遮熱資材等の導入を推進します。

(8) 農業水利施設の長寿命化対策

施設管理者による日常管理や定期的な診断により、更新等の整備が必要と判断された農業水利施設では、詳細な機能診断のうえ策定した機能保全計画に基づき、計画的に長寿命化対策工事に取り組みます。

また、施設を管理する土地改良区の運営基盤を強化するため、土地改良区の統合整備等を支援します。



イメージ：農業水利施設の長寿命化対策のサイクル

【市民と共生する農業の実現】

農業者が周辺環境を意識した営農を行うと同時に、経営力向上につながる農業生産工程管理（GAP）手法等の導入や普及を推進します。また、環境にやさしい農業の推進に向けて、ちばエコ農業の実践やみどり認定の推進に取り組みます。さらに、大消費地に近接した有利な立地を生かし、農業に対する住民の理解醸成や消費者ニーズを捉えた有利販売等のPRを進めます。

（1）市民の信頼が得られる安全・安心な農業の推進

GAP手法や環境にやさしい農業の技術導入等を支援し、市民や消費者から信頼され、食の安全・安心が確保される農業を推進します。また、農地と住宅が隣接する地域で農業を継続するため、農薬の適正使用や飛散防止対策への指導、助言を行います。さらに、都市地域における家畜排せつ物の適正処理指導や、耕畜連携による堆肥の利用促進を図ります。

（2）農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための取組の推進

農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、農業者等が行う農地・農業用施設の保全管理のための共同活動を支援するとともに、共同活動を推進する指導者を育成します。

（3）都市農業への理解の醸成

「都市農業振興基本法」に基づき、都市農業の安定的な継続に取り組みます。農業体験の場として、農業に対する理解促進など様々な役割を担う市民農園については、関係機関と連携して利用の促進を図ります。また、食育の推進に向けて、農業者や産地、直売所、食育ボランティア、企業、関係機関等と連携し、情報交換会や研修会等を開催します。

（4）立地を生かした販売の促進

都市近郊の立地を活かした直売や観光農業を促進し、消費者ニーズを捉えた有利販売を支援します。また、6次産業化や農商工連携を推進し、地域農産物の有効利用による所得向上を図ります。さらに「粒すけ」（米）や「秋満月」（日本梨）などの県育成品種の普及拡大を推進します。成田空港等を活用した海外への輸出に取り組む産地等に対しても各種支援を行います。

【災害等への危機管理強化】

近年頻発している気象災害や、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の急性悪性家畜伝染病の被害・影響を最小限に抑えるため、発生時の対応体制づくりやハード・ソフト両面から事前の被害軽減対策を推進します。また、排水施設の長寿命化対策や機能強化を推進します。

(1) 自然災害の被害に備えた農業の推進

老朽化した園芸生産施設等の改修や、防風網、多目的防災網等の設置により、台風等の気象災害に負けない強い農業を推進します。また、自然災害による被害を最小限に抑えるため、農業者が収入保険や農業共済等に参加するよう関係機関と連携した働きかけを行います。

(2) 家畜伝染病に対する防疫体制の整備・強化

急性悪性家畜伝染病の発生予防対策として、飼養衛生管理基準の遵守に向けた指導を行うとともに、急性悪性家畜伝染病発生時に迅速かつ円滑な防疫作業を実施するため、家畜保健衛生所等の関係機関と連携し、防疫演習を実施するなど、危機管理体制の整備・強化を行います。

(3) 排水施設の長寿命化対策と機能強化

老朽化が進む既存の排水施設の長寿命化対策を進めるとともに、地盤沈下のような立地条件の悪化や都市開発などの社会条件の変化による排水量の増大に対応できるよう、排水用ポンプや排水路などの排水施設の機能強化を図ります。

(4) 有害動植物に対する被害防止対策の推進

従来のアライグマや鳥類、手賀沼周辺のコブハクチョウによる水稻被害に加え、近年はイノシシによる被害も確認されていることから、農業者や関係機関と連携し、被害防止に向けた体制を構築します。また、補助事業等の活用推進に向けて市の被害防止計画策定を支援します。ナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物に対しては、早期発見・早期防除の徹底等による定着・まん延防止の取組を推進します。

【森林資源の循環の推進】

(1) 森林環境譲与税の活用による森林整備の推進

森林環境譲与税を活用した市が主体となった森林整備や、市から支援を受けた団体等による森林整備を推進します。また、令和3年度から実施している都市地域と森林地域の市町村間連携の取組について、活動の継続と取組の活性化、新たな市町村同士のマッチングに向けた調整等を支援します。

(2) 多様な担い手の確保・育成

多様な担い手の確保・育成のため、市や市民活動団体等が開催する森林整備安全講習会等への林業普及指導員の講師派遣等を通し、新たな担い手の確保と森林施業技術の向上を支援します。

(3) 県産木材の利用促進

多くの県民が利用する公共建築物や民間施設等における木材利用を促進し、県産木材の需要を高めていきます。また、森林や木材に対する県民の理解を推進するため、森林教育や木育等を実施する市や学校等への支援を行います。